様式１

通告順位：第 6

一般質問通告書

あま市議会議長　様

令和 8 年 11 月 17 日
午前・午後 8 時 35 分 受領

議会名	令和８年１２月あま市議会定例会
発言者	議席番号 6 番　氏名 野中幸夫
答弁を求める者	担当部長
質問方法（いずれかを選択してください）	一問一答・一括質問一括答弁

大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）
1、後期高令者福祉医療について	①寝たきり認知症の方が病院に入院した時は後期高令者福祉医療の対象者となるのか ②その対象者の世帯が市民税非課税でなければ医療費が無料にならないのは何とか障害者医療の受給者などは所得制限なしとなっているので市民税課税世帯も無料化していくべきではないか。 ③名古屋市では本人所得のみで対応しているあま市も実施できるのではないか。 ④自立支援の1割負担の支援は県内自治体でどのような状況となっているか。 ⑤あま市は後期高令者以外の精神自立支援の1割負担の支援も実施していないので後期高令者福祉医療から支援を始める必要ではないか。

記載欄が不足する場合は、裏面を御利用ください。

（留意事項）

○通告は、小項目まで質問内容を詳細かつ具体的に記入してください。

○一般質問通告の受付は、１１月１０日（火）から１１月１８日（水）午前１０時まで です。

○ファックス、電子メールにより送付した場合は、議会事務局まで電話連絡してください。

大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）
2.あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例について。	①18条1項で、記録又は書面での提出を受けた任命権者は、条例施行以降不当要求行為があったと認めるときは、必要な措置を全て講じたか。 ②その当該措置の内容を条例施行以降全て推進委員会に報告したか。 ③19条1項では、18条1項の報告を受けたときは、調査・審査を推進委員が行うとしているが、措置の内容に係る妥当性の判断は条例施行以降全て行なわれたか。 ④19条2項では、18条2項の(1)の判断がつかない時は、推進委員会は、調査・審査を行うとしているが、条例施行以降全て行なわれているか。又任命権者が講ずべき措置も同様に審査されているか ⑤19条3項では、推進委員会が判断できないときは、審査会に諮問するとなっているが、条例施行以降全て行なわれたか。 ⑥19条4項では、要望等に対して任命権者が講ずべき措置は、条例施行以降全て審査会に諮問しているか。

大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）
	⑦19条5項 ― 審査会は諮問された内容について条例施行以降全て答申されているか ⑧19条6項 ― 推進委員会は審査会の答申を条例施行以降全て審査しているか。 ⑨20条の推進委員会は、対応方針の指示を条例施行以降全て行っているか。 ⑩21条の任命権者は不当要求行為に対する警告、公表の措置を条例施行以降全て行っているか。 ⑪市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則2条の要望等の記録は条例に基づいて全て条例施行以降行なわれているか